

平田機工株式会社 受託解析サービス約款

第1条 (目的)

本約款は、平田機工株式会社（以下「当社」という）が委託者であるお客様（以下「お客様」という）から受託する多変量解析法「HIGOMARI®」を用いた解析サービス（以下「本サービス」という）を提供するために必要なお客様と当社間の基本的な合意事項を定めることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

本約款は、本サービスの申込みの時点から適用します。ただし、お客様と当社が個別契約により別段の合意をした場合は、その範囲で本約款は適用されないものとします。

第3条 (個別契約の成立)

業務の受委託に関する個別の契約（以下「個別契約」という）は、本サービスの申込み後、当社から提示したお見積書に基づきお客様が当社所定の注文書を提出し、これに対して当社が書面または電子データで承諾したときに成立するものとします。

第4条 (支払)

お客様は、個別契約による別段の定めがない場合、第7条第3項に定める検取後、その翌月25日までに本サービスの委託料を当社の指定する口座に振込み支払うものとします。振込手数料は、お客様にご負担いただきます。

- お客様は、委託料の支払いが遅延するおそれがあるときは速やかにその旨を当社に連絡し、お客様と当社間で協議の上、対応を決定するものとします。

第5条 (機密保持)

当社は、お客様から機密である旨を明示した上で開示または提供された情報および本サービスの提供にあたり知り得たお客様の営業上、技術上の情報（以下「機密情報」という）について、お客様の事前の承諾を得ずに、これらを本サービス以外の目的に使用せず、かつこれを第三者には開示または漏洩しないものとします。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りではありません。

- お客様から機密情報の提供または開示を受けた際、既に自らが所有または取得していたもの。
 - お客様から機密情報の提供または開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
 - お客様から機密情報の提供または開示を受けた後、自らの責によらないで公知または公用になったもの。
 - 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
 - お客様の機密情報に基づかず、独自に開発したもの。
- 当社は、お客様が本サービスを申し込まれた事実について第三者に開示または漏洩しないものとします。
 - 本条の各規定は、機密情報の開示のときから3年が経過するまで有効といたします。

第6条 (情報等の提供および取扱い)

お客様は、本サービスの提供に必要な情報および資料（以下「解析ソース」という）を、電磁的記録として無償で提供するものとします。ただし、当社の受け入れ基準を満たさないと判断されるものについては、当社はその受け取りを拒否することができるものとします。

- お客様は、当社指定のオンラインストレージにアップロードし、その旨を当社に通知することにより、情報を提供するものとします。
- お客様は、解析ソースを特定の個人を識別することができないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにして情報等を提供するものとします。なお、加工がなされていないことにより発生する問題については、当社は責めを負わないものとします。
- お客様は、個別契約で定められた期日より遅れて解析ソースを提供する場合は、速やかにその旨を当社に連絡し、お客様と当社間で協議の上、納期などの契約条件を見直すものとします。

第7条 (報告)

当社は、個別契約で定められた期日までに、本サービスの報告書（以下「報告書」という）を電磁的記録としてお客様に納品します。

- 報告書の納品は、当社指定のオンラインストレージにアップロードし、その旨をお客様に通知することによるものとします。
- お客様は、前項の通知後、7日までにダウンロードした上で検取するものとします。なお、7日までに検取をしなかった場合は、通知時点をもって検取がなされたものとみなします。
- 報告書の所有権は、委託料の支払いをもってお客様に移転するものとします。
- 報告書の納品後、記載内容の変更は原則としてできません。
- 当社は、報告書およびその他本サービスに関する資料を納品後3年間保管します。
- 報告書の追加発行については、原則として納品後3年以内に限り有料にて発行します。

第8条 (責任)

当社は、お客様に対して、検取時において報告書が正常な性能を備えていることのみを担保し、正確性、有効性、完全性、特定の目的への整合性等については保証をしません。

- 当社の責により報告書に契約不適合があった場合、当社はお客様と協議の上、検取日から1年以内に限り、次の各号のいずれかの対処をします。

- (1) 当社の費用負担のもとに報告書を再度作成します。
- (2) お客様から支払われた委託料を限度としてお客様が被った損害を賠償します。

第9条（禁止行為）

本サービスの利用にあたって、お客様が次の各号の行為をすることを禁止します。

- (1) 法令、倫理、社会規範および公序良俗に反する内容の情報等を提供する行為。
 - (2) 法令、倫理、社会規範および公序良俗に違反する目的で報告書を利用する行為。
 - (3) 「HIGOMARI®」に関する知的財産権を侵害する行為。
 - (4) 当社のサーバー、ネットワーク等の機能を破壊または妨害する行為。
 - (5) 当社の事前の承諾を得ずに、本サービスを利用した事実および報告書をホームページ、広告雑誌等に掲載し、または研究論文や学術雑誌などに引用する行為。
- 2 当社は、前項各号のいずれかに該当し、または該当する行為をするおそれがあると判断した場合は、直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができます。

第10条（免責）

次の各号のいずれかに該当する場合、当社は責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、サイバー攻撃、大規模通信障害その他当社の責に帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）により本サービスの提供が遅滞し、または不能になった結果、お客様に損害が生じた場合。
 - (2) お客様が報告書を利用した結果、お客様または第三者に損害が生じた場合。
 - (3) 第9条第1項各号の行為の結果、お客様または第三者に損害が生じた場合。
 - (4) 前三号のほか、お客様が本約款に反した結果、お客様または第三者に損害が生じた場合。
- 2 当社が負う損害賠償責任の範囲は、お客様が現実に被った通常かつ直接の損害に限られ、本サービスの委託料を上限とします。
- 3 当社は、報告書について、第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。
- 4 本サービスを利用するために必要となる費用（通信費や利用環境の調達にかかる費用を含みます）その他一切の費用は、お客様が負担するものとします。

第11条（解約）

お客様および当社は、やむを得ない事情により本サービスの提供が困難な事態に陥った場合、お客様と当社間で協議の上で個別契約を変更または解約することができるものとします。

- 2 お客様は、お客様のご都合により本サービスを解約した場合、本サービスの解約までに当社が要した費用を、当社に支払うものとします。

第12条（反社会的勢力との取引排除）

お客様は、当社に対し、次の各号を保証するものとします。なお、次の各号の一つに反することが判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本約款にかかる個別契約を即時解約できるものとします。

- (1) 暴力団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に協力、関与し、または資金等を提供していないこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しない、または暴力的行為、詐術および脅迫的言辞を用いないこと。
- (4) 役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社が前各号に該当しないこと。

第13条（協議事項）

本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、お客様と当社間で誠意をもって協議の上、これを解決するものとします。

第14条（準拠法および管轄裁判所）

本約款は、日本法に準拠し、紛争が生じた場合には、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（有効期間）

本約款の有効期間は、個別契約成立の日（第5条第3項を除く）から、検収日まで（第11条に基づく解約および第12条に基づく解除の場合は、解約または解除の意思表示をした日まで）とします。ただし、第5条、第7条第5項から第7項まで、第9条、第10条、第11条第2項および第14条の規定は、本約款の有効期間終了後も有効に存続します。

以上
制定日：2025年2月4日